

令和5年度

**第16期第32回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和5年12月11日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年12月11日(月) 午後4時00分から4時48分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 2 議案2 三重県資源管理方針の変更について
- 3 議案3 とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について
- 4 その他
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)

班長 栗山 功
主幹兼係長 中西 健五
係長 阿部 久代

傍聴者

なし

計 21

名

○小川会長

それでは、ただいまから第 32 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、15 名全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として浅井委員と千田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1－1 ページにありますようにこのことについて、令和 5 年 11 月 27 日付け農林水第 24-1071 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和 6 管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

1－1 ページが諮問です。1－2 ページの三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定についての案をご覧ください。三重県資源管理方針に係るさんま、まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間を指しますが、その期間における漁業法第 16 条第 1 項に規定する三重県の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたいと考えています。

第 1 さんま、都道府県別漁獲可能量、現行水準。三重県の知事管理漁獲可能量、三重県さんま漁業、現行水準。

第 2 まあじ、都道府県別漁獲可能量、現行水準。三重県の知事管理漁獲可能量、三重県まあじ漁業、現行水準。

第 3 まいわし太平洋系群、都道府県別漁獲可能量 16,900 トン。三重県の知事管理漁獲可能量、三重県まいわし中型まき網漁業 9,010 トン、三重県まいわし機船船びき網漁業 4,510 トン、三重県まいわしその他漁業現行水準。

1－3 ページの知事管理漁獲可能量の設定のポイントをご覧ください。

1、三重県では、さんま、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群の 6 魚種について知事管理漁獲可能量を設定しています。

2、今回の諮問は、1 月から令和 6 管理年度が開始される、さんま、まあじ、まいわしの 3 魚種について、国から都道府県別漁獲可能量が示されたことに伴い、三重県の知事管

理漁獲可能量の配分を行うものです。

3、令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の配分にあたり、国から県に対して予め事前の照会がありました。その内容は、さんまは「現行水準」から「配分しない」、まあいしは「現行水準」から「現行水準」で変わりなし、まいわしは「数量明示」から「現行水準」になるとのことでした。それぞれ漁獲量が減っておりまして、それぞれワンランクダウンとの内容でした。しかし、さんま及びまいわしについては、漁海況が変化した場合には漁獲が見込まれること等から、令和5管理年度と同様に、さんまは「現行水準」、まいわしは「数量明示」の配分を意見しました。

4、今回配分量が示された3魚種のうち、数量管理を行うものは、まいわしのみになります。国から示された三重県に割り当てられた漁獲可能量は16,900トンです。この16,900トンをどう配分するのかについてご説明します。

5、まいわしの知事管理漁獲可能量の配分については令和元年度以降、三重県まいわし機船船びき網漁業の漁獲が少ないことから、従来の直近3か年の漁獲実績に応じた配分を行うと、機船船びき網漁業への配分が少なくなります。このため、令和5管理年度と同様に過去10年間の漁獲実態を勘案し、次のとおりの配分を行いたいと思います。

6、まいわしは来遊予測が困難であることから、全ての漁業種類において急な漁獲の積み上がりが予想されます。それに対応するため、16,900トンの内、県の留保枠として約2割の3,380トンを確認したいと思います。

7、残りの13,520トンを三重県まいわし中型まき網漁業と機船船びき網漁業へそれぞれ67%と33%の割合で配分します。この67%と33%は10年間の配分割合の平均です。

8、その結果、中型まき網漁業に9,010トン、機船船びき網漁業に4,510トンを配分したいと思います。なお、令和5管理年度の中型まき網漁業は、36,000トン、機船船びき網漁業は、15,000トンとなっています。配分の算定方法は、1－4ページの令和6管理年度のまいわしTAC配分算定方法に示してあります。令和2年から令和4年のそれぞれの漁獲量等も示してあり、漁獲割合の直近3か年平均は、中型まき網漁業79.38%、船びき網漁業19.27%、定置網ほか1.34%でした。まいわしは来遊予測が困難であるため、まず県に2割の留保枠を確認したいと思っています。その後、過去10年の配分実績、漁獲実績に応じた配分を行い、配分割合を中型まき網漁業67%、機船船びき網漁業33%にしたいと思います。中型まき網漁業には9,010トン、機船船びき網漁業には4,510トン配分し、県の留保枠として3,380トンを確認したいと思っています。

説明は以上です。なお、軽微な修正等がありましたらこちらで修正させていただきたいと考えています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○藤原職務代理者

ひとつだけ確認をさせてください。かたくちいわしもTAC対象とするため、私も水産庁の会議に出席させてもらったが、このまいわしは先行して管理されています。1－4ページの資料にあるように、漁獲実績がこの10年間で、多い時は4万トン、少ない時は何千

トンと大きな差があります。例えば、今年北海道で近年稀にみる漁があったとした場合、国は全体枠をどれだけでもっていて、漁が良いところにどれだけ留保枠を配分するのでしょうか。特に回遊魚についての来遊予測は非常に難しく、例えば伊勢湾のなかへ入ったときに、ばっち網ですとこの 4,500 トンなんてあっという間に消化してしまいます。そういう時に漁業者としては愛知県の枠がどれくらいあるのかわかりませんが、愛知県は操業できて、こっちは枠を調整するために、何日間か休業せざるを得ない様な事態が生じることを危惧しています。これまでも中型まき網にばっち網の枠を融通したこともあります。今後、かたくちいわしを含めて管理することに、漁業者は非常に心配していることを行政の方にも知っていただきたい。県の枠はそれほど多くはないと思いますが、もし漁があった場合にはどう割り当てなのか、国にはどれだけの枠があるのか、融通できるのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

まず、もし漁獲可能量を超えそうな場合については、まずは県の留保枠、今回で言いますとまいわしになりますが、3,380 トン県の留保枠がありますので、まずはこのなかから追加の配分をどれくらいどの漁業種類に何トン配分したら良いのかを海区委員会でご審議いただきたいと思いますと考えています。更に、この 3,380 トンで賄いきれないくらいの漁獲量の来遊が見込まれる場合には、通常 75%ルールというものがあります。これは予め国から示された量の 75%に達しましたら、追加の TAC 枠の配分を国に対して要求できるという権利になります。そうした権利を行使しながら、県内の中型まき網漁業及び船びき網漁業が獲れる状況なのに獲れない事態を防ぐための手立てを予め県も考えて参りたいと思っています。

○小川会長

ほかにご意見はありませんか。質問でも結構です。

ないようですので、議案 1 につきましては県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案 2 「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 2 をご覧ください。

2－1 ページにありますようにこのことについて、令和 5 年 11 月 29 日付け農林水第 24-1072 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第 14 条第 10 項の規定により準用する第 4 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。今回は対象魚種の追加についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

2－1 ページが諮問書です。2－4 ページの今回の資源管理方針の変更についてのポイントをご覧ください。

1、今回の諮問の主な内容は、三重県資源管理方針の別紙その 2 に新たな魚種を追加するものです。

2、経緯としては、現在、関係漁業者により実施されております、資源管理計画を令和 5 年度末までに資源管理協定へ移行する必要がある、資源管理協定を策定する手順として、資源管理計画中に記載のある対象魚種については、各魚種、管理目標を定め、三重県資源管理方針に魚種を追加する作業が必要となります。

3、今回、別紙その 2 に追加する魚種はかつおです。かつおについては、TAC の対象種ではないものの、国の資源評価が十分なされているものになります。そうしたものがこの別紙 2 に記載されていますが、ここにかつおを追加したいと考えています。

4、三重県資源管理方針は本紙と別紙に分かれており、本紙については、「第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」の項目に今回追加するかつおを追記します。2－2 ページの新旧対照表をご覧ください。右側が旧、左側が新になっています。三重県資源管理方針の本紙の下線部分を追記させていただきたいと思っています。そのまま朗読します。「特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙 2－1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、」を追記させていただきたいと考えています。これで本紙の部分に別紙その 1、別紙その 2、別紙その 3 という記載がなされることになります。

2－4 ページのポイントに戻り、5、別紙その 2 については「水産資源の名称」、「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、「その他資源管理に関する重要事項」の項目を記載する必要があります。2－3 ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が旧で以前はこの別紙 2－1 がありませんでしたので、新にまるまる新設し追加する形になります。「(別紙 2－1) 第 1 水産資源、かつお（中西部太平洋条約海域）、第 2

漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項、三重県漁業調整規則並びに許可漁業にあっては制限措置及び許可の条件を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。第 3 その他資源管理に関する重要事項、該当なし。」

2－4 ページ、ポイント6、水産資源の名称については、国が資源評価を行っている魚種は、その名称をそのまま記載することになります。

7、漁獲可能量の管理以外の手法による資源管理に関する事項については、公的制限である、三重県漁業調整規則の遵守についての文言、協定の締結の促進、協定の公表、定期的な検証及び取組内容の改良の促進などについて明記します。

8、今回の諮問を経て、三重県資源管理方針にかつおが追加されますと、資源管理計画において対象魚種がかつおである資源管理計画は順次、資源管理協定への移行が可能となります。

今後水産庁に対して認可申請を行う必要がありますが、字句の修正等がありましたら、申し訳ありませんがこちらで修正させていただきたいと考えております。説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

ないようですので、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして議案3「とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

この指示は産卵期のとらふぐ親魚の産卵場とその周辺での採捕を制限するもので、令和2年1月14日に最初の委員会指示が出され、以後毎年更新しているもので、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

3－1 ページと3－2 ページをご覧ください。左側のページが指示の改正案、右側が現行の指示です。今回変更するところは、告示年月日、会長名、指示の有効期間です。変更箇所には、アンダーラインを引いてあります。告示年月日が公報登載予定日で1月9日(火)の予定で、会長名は「小川和久」会長です。指示の有効期限は1年間で、令和6年2月1

日から令和7年1月31日までとしています。内容の変更はございません。また、令和2年にこの指示を発出して以降、これまでに漁業関係者や遊漁者からこの指示に対するご意見や苦情は事務局にはありません。

ご審議いただくとらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示については以上となります。

なお、この指示に関連して、8月の第28回委員会でふれさせていただいた、ふぐはえ縄漁業の操業期間の変更に係る漁業者からの要望について、11月30日に安乗地区の漁場管理委員の方から現在の進行状況についての電話連絡が事務局にありました。内容は現行の10月1日から2月末日までを10月10日から3月10日に変更するよう関係者と調整を進めているとのことです。愛知県とは、調整がついているものの、静岡県とは調整中であり、要望書を出す時期は未定とのことです。なお、平成6年にふぐはえ縄の指示発動要望書を提出した三重県ふぐ延縄連合協議会として、今後、要望書を提出する予定とのことでした。

事務局からは、8月の委員会で皆さまからご意見をいただきましたように、県内のとらふぐ漁業者すべてに、今回の変更内容が理解されるよう説明に努め、後年経緯がわかるように県内の関係団体や漁協及び支所などに確認書等を書いていただく準備もあわせて進めていただくよう伝えております。

ふぐに関する説明は以上となりますが、委員会指示に関連し、皆さまにお詫びと訂正すべき事項がございます。

本日配布させていただきました資料をご覧ください。資料3の続きになります3-4ページの前回委員会における資料の新旧対照表にありますように、先月ご審議いただいた「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」及び「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」の三重県公報への告示番号に誤りがあり、「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」は第9号、「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」は第10号とそれぞれ1号繰り下がったものが正しい内容でした。小川会長にお許しをいただいたうえで、修正した内容で明日告示する手続きを進めております。また、これらを訂正いたしました資料4と資料5を配布させていただきましたので、お手数をおかけしますが差し替えをお願いいたします。この場をお借りして、お詫びと訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。訂正の説明は以上です。

いろいろとご説明しましたが、とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示を継続して発動するかどうか、ご審議をよろしく願います。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明について、なにかご意見はございませんか。浅井委員いかがですか。

○浅井委員

産卵親魚の保護について、遊漁者の理解も得られ、お怒りの言葉もないことにありがたく思っています。やっぱり産卵しに行ったふぐを釣るというのは、あまり良くないと思います。以前はよく揉めていましたが、遊漁の人達ももうやめてくれたみたいです。今年もまた指示を守ってくれており、今は仲良くしてます。

愛知県にも産卵場所はあるみたいですけどね。

○木村妙子委員

愛知県はこれについて、了解が得られたとのことですが、静岡はまだということですか。

○事務局（増田主幹）

はい、静岡はまだです。三重と愛知の状況を見つつ、また決めると聞いています。

○事務局（林事務局長）

補足説明をさせていただきます。産卵親魚の保護に関する委員会指示に関連し、その他の説明も併せていろいろ説明してしまい、説明の仕方が悪く申し訳ございません。議案3としての産卵親魚の保護に関しては、愛知や静岡との調整事項はありません。

静岡との調整の話は8月の委員会で審議していただいた、ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示についてです。漁業者が進めている操業期間の変更協議が、この産卵親魚の保護に関する委員会指示に関連しますので、8月にふぐはえなわをご審議いただいた以降の漁業者の動きを併せて報告させていただきました。

本日ご審議いただく産卵親魚の保護に関する委員会指示については、他県との調整事項が生じていることはありませんし、漁業者や遊漁者から反対や苦情などのご意見はいただいておりません。

○田邊委員

議案3の産卵親魚の保護についてはこれで結構ですが、ふぐはえなわ漁業の操業期間の変更については、安乗地区が三重県で中心になりますので、愛知県や静岡県との調整がつき次第、安乗地区が主となり関係者の意見を取りまとめ、変更を進めていっていただけたら、ありがたいと思います。

○小川会長

ふぐはえなわ漁業の件は、漁業者から事務局への電話連絡があった時点で今止まっておりますので、漁業者が静岡、愛知など各県と協議をしながら、調整が調えば委員会に要望書が出てくるものと考えています。事前にその漁業者から相談があったということをご認識いただければ非常にありがたいと思っております。

議案3のとらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示については、ほかにご意見もないようですので、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動することとします。

それでは、その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回の委員会については、令和6年1月23日（火）10時からの開催をご提案します。ただし、現時点では諮問予定がなく、議案が確定しておりません。1月に審議いただく議案がない場合には、令和6年2月13日（火）10時からの開催をご提案します。場所はいずれも勤労者福祉会館地階の特別会議室です。

○浅井委員

会長と事務局に任せます。

○小川会長

ありがとうございます。

それでは1月23日（火）に審議すべき議案がない場合には、2月13日（火）に開催したいと思います。なお、1月開催の有無については、1月上旬に事務局から各委員に連絡をいたします。

○事務局（林事務局長）

水産資源管理課から委員の皆さまから以前にいただいたご質問に対する回答のため、本日、少しお時間をいただきたいとの申し出がありましたが、よろしいですか。

○小川会長

はい、どうぞ。

○水産資源管理課（阿部係長）

お時間をいただきありがとうございます。4月の海区委員会で放流効果実証事業の計画を諮らせていただいた際に、藤原職務代理者よりご質問がありました、安乗、波切、贅浦、奈屋浦、長島の5市場で行っている、まだい及びひらめの放流効果調査の一部偏りについてです。回答が遅くなり申し訳ありません。その件で、まだいについては現在、月2回ひとりで調査を行っており、調査には一市場につき半日を要している状況です。作業量から陸続きで調査しやすい市場での調査となっていますが、データを解析する際には答志と石鏡の漁獲量を合わせた形で解析しています。ひらめについては、安乗地区の浜帳をお借りして、浜帳から放流魚の混獲率を割り出しています。石鏡では放流種苗と区別して浜帳に記載されていますが、答志市場ではその記載がなく、抽出できないため、調査開始当初、安乗と石鏡の漁獲量が同程度であったことから安乗のデータを用いて漁獲率を算出しています。手作業で浜帳から拾い出しているため、調査地区を増加させることは難しい状況です。これまでのデータと比較をするためにも、今後も安乗地区で調査を行っていきたいと考えています。

次に、古丸委員よりご指摘のありました、新しいデータを用いた評価について、まだいとひらめとも放流効果の実証については、農林水産統計年報の確報を待って、最新の農林水産統計年報から算出しています。現在、農林水産統計年報に代わる統計がないことから、今後もこの年報を使用してデータを解析していくことにはなりますが、最新のデータを使

用した効果実証については、やはり今後の課題としてはあると考えています。まだいの単価については、時期ごとに単価も踏まえて解析した金額となっています。

最後に木村妙子委員よりご指摘のありました費用対効果に関する燃料費、餌料費の値上がりについては、放流経費の内訳は、種苗費、餌料費、借損料、人件費が大きな割合を占めています。そのなかで餌料費は令和4年頃から1割程度増加していることから、今後放流経費の増加が見込まれています。今後より一層の経費削減に努めていく必要があります。

説明は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、なにか質問、意見がありましたらどうぞ。

○木村妙子委員

経費の節減はどのように行うのですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

なかなか難しいところではあるのですが、効率的に種苗の放流をするため、放流効果の高い種苗のサイズで出していくことを検討していくことなどになるのではと思います。

○木村妙子委員

ありがとうございました。効率的に放流するための研究がなされており、そのようなデータがあるということですね。

○水産資源管理課（阿部係長）

研究自体をしているかと言ったら、まだしていない状況ですが、他県の状況なども見ながらそのような形になっていくと思います。

○木村妙子委員

別の予算措置とかはないのですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

ないです。

○木村妙子委員

それは困るのではないかと思います。そうやって効率化させることはもちろん良いと思いますが、どうするのかなと思いました。

あと、今回私のところに議事録の確認があり、未回答について指摘をしたため、今お答えをいただいたと思いますが、4月委員会の質問を今お答えいただいても、私たちも内容を忘れてしまうこともあるので、持ち帰ってできるだけ早くお答えいただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○古丸委員

何か月も経つと質問したこと自体忘れておりますので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

それからデータに関しては、いかにも移動平均をとったという感じで、あまりリアルタイムな感じを受けなかったのが、よりどうでしょうか、私共が納得できるようなデータの見せ方をしていただきたい。なんとなく、丸められているような印象が無きにしも非ずと思います。やはり本当に効果が上がっているのかどうかということは、はっきりとした形で示して、その上で種苗放流を継続するのか、魚種をどうするのかなどの検討をしていく必要があるのではないかと思います。

○小川会長

委員会としては、適格なデータを見せたいと思います。それに伴っての判断ができると思いますので、今の状況ではなかなか説得力が薄いのかなと個人的な見解として考えております。迅速な対応をしていただければ、更に納得のいくところがあるのではないかと思いますので、その点について善処していただければありがたいと思います。

○田邊委員

三重県でたいの放流を最近行いましたか。和具の漁港内にまだいの子がいっぱいいます。小学生などがサビキでいっぱい釣っていきます。10 cmから 12 cm位で家に持って帰っても、お父さんもお母さんも食べられないので、逃がしてあげなさいと言うのですが、見事なほど釣れています。漁業者も皆どこかで放流した魚が入ったのではないかなと言うくらい、たくさんいます。天然か養殖かはわかりませんが、定置網にもすぐく入ります。

○濱田委員

天然魚ではないかと思いますが、尾鷲でもたくさんいます。

○小川会長

たいの稚魚の件について、長島もそうですし、尾鷲もそうだと思いますが、たくさんいます。漁業者から放流した魚ではないのかとの声もありますが、県はこのような現状を把握していますか。

○水産資源管理課（阿部係長）

情報は得ており、放流魚ではなく、急に発生した天然魚ではないかと聞いています。

○小川会長

わかりました、県として把握されているのであれば、ありがとうございます。
ほかよろしいですか。なければこれをもちまして委員会を閉会いたします。